

大阪市の公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

条 例

- 大阪市会委員会条例の一部を改正する条例 13
- 大阪市特別会計条例の一部を改正する条例 13
- 大阪市立保護施設条例等の一部を改正する条例 14
- こども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例 16
- 大阪市子ども・子育て支援法施行条例 16
- 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
する基準を定める条例 17
- 大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び
運営に関する基準を定める条例 18
- 大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例 20
- 大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例 24
- 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例 25
- 大阪市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例 25
- 大阪市立子育ていろいろ相談センター条例を廃止する条例 26
- 大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例 26
- 大阪市立青少年センター条例の一部を改正する条例 27
- 大阪市立愛光会館条例の一部を改正する条例 29
- 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例の一部を改正す
る条例 29
- 大阪市エリアマネジメント活動促進条例の一部を改正する条例 29
- 大阪市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の
一部を改正する条例 30
- 大阪市立有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例 30
- 大阪市公園条例の一部を改正する条例 30
- 大阪市立体育館条例の一部を改正する条例 31
- 大阪市立プール条例の一部を改正する条例 32
- 大阪市湊町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関す
る条例の一部を改正する条例 32
- 大阪市中之島3丁目中央地区地区計画の区域内における建築物
の制限に関する条例の一部を改正する条例 33
- 大阪市北浜1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限

に関する条例の一部を改正する条例	34
○ 大阪市新町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例の一部を改正する条例	34
○ 大阪市岩崎橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関 する条例の一部を改正する条例	35
○ 大阪市西野田中津線沿道地区地区計画の区域内における建築物 の制限に関する条例の一部を改正する条例	36
○ 大阪市加島地域駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の 制限に関する条例の一部を改正する条例	36
○ 大阪市放出駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例の一部を改正する条例	37
○ 大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に 関する条例の一部を改正する条例	37
○ 大阪市北野今市線沿道地区地区計画の区域内における建築物の 制限に関する条例の一部を改正する条例	38
○ 大阪市淡路駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例の一部を改正する条例	38
○ 大阪市南堀江1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制 限に関する条例の一部を改正する条例	39
○ 大阪市高麗橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関 する条例の一部を改正する条例	40
○ 大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例	40
○ 大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例	43
○ 大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例	43
○ 大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例	44
○ 大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例の 一部を改正する条例	44
規 則	
○ 大阪市エリアマネジメント活動促進条例施行規則の一部を改正 する規則	45
○ 大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	45
○ 大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例施 行規則の一部を改正する規則	46
企業管理規程	
○ 大阪市乗合自動車運転系統の一部を改正する規程	47
告 示	
○ 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市中心公会堂）	50
○ 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立生野スポーツ センターほか2施設）	54
○ 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立男女共同参画 センター 中央館）	58
○ 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立男女共同参画	

センター 子育て活動支援館)……………	61
○指定管理者の指定の申請に関する公告(大阪市立男女共同参画センター 西部館)……………	65
○指定管理者の指定の申請に関する公告(大阪市立男女共同参画センター 南部館)……………	68
○指定管理者の指定の申請に関する公告(大阪市立男女共同参画センター 東部館)……………	72
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告……………	75
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告……………	76
○予算の要領……………	77
○一般競争入札の執行(下水道総合情報システム用コンピュータ機器(2014年度)の借入れ)……………	84
○一般競争入札の執行(舞洲スラッジセンターで使用する都市ガスの調達等)……………	88
○落札者等の公示……………	90
○道路の位置指定……………	91
○道路の廃止……………	92
○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定の取消し……………	92
○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定……………	93
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定……………	93
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止……………	94
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止……………	95
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定……………	95
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止……………	96
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定……………	97
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関	

する法律に基づく指定施術機関の変更	101
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律に基づく指定施術機関の廃止	101
○指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立こども文化 センター）	102
○指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立青少年セン ター）	109
○道路法違反物件の除却	117
○指定管理者の指定の申請に関する公告（舞洲運動広場及び舞 洲野球場）	117
○大阪市立旭区民センターの供用時間の延長の承認	121
○大阪市立阿倍野防災センターの休館日の変更の承認	121
○一般競争入札の執行（営業所オンラインシステム運用にかか る帳票データ処理等業務委託）	121
公 告	
○一般競争入札の執行（天王寺バイパスほか9自転車保管所古 自転車等の売払い）	124
○鶴浜緑地の臨時休業	128

公布された条例のあらまし

大阪市委員会条例の一部を改正する条例

- 1 病院局の廃止に伴い、常任委員会の所管を改めることにしました。
- 2 この条例は、大阪市市民病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成26年大阪市条例第90号）の施行の日から施行することにしました。
（平成26年大阪市条例第94号 市会事務局議事担当）

大阪市特別会計条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市母子寡婦福祉貸付資金会計の名称及び目的を改めることにしました。
- 2 この条例は、平成26年10月1日から施行することにしました。
（平成26年大阪市条例第95号 財政局財務部財務課）

大阪市立保護施設条例等の一部を改正する条例

- 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、大阪市立保護施設条例ほか5条例の規定を整備することにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、平成26年10月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第96号)

こども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する事項をこども・子育て支援会議に調査審議させることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。ただし、一部の規定は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第97号 こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市子ども・子育て支援法施行条例

- 1 子ども・子育て支援法の施行に伴い、罰則を定めることにしました。
- 2 この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。

(平成26年大阪市条例第98号 こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

- 1 子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。

(平成26年大阪市条例第99号 こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。

(平成26年大阪市条例第100号 こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

- 1 児童福祉法に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。

(平成26年大阪市条例第101号 こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

- 1 児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めることにしました。
- 2 この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。

(平成26年大阪市条例第102号 こども青少年局企画部青少年課)

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等に係る規定を廃止することになりました。

- 2 この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。

(平成26年大阪市条例第103号 こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

- 1 姫島こども園を廃止することになりました。

- 2 この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。

(平成26年大阪市条例第104号 福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

大阪市立子育ていろいろ相談センター条例を廃止する条例

- 1 大阪市立子育ていろいろ相談センターを廃止することになりました。

- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することになりました。

(平成26年大阪市条例第105号 こども青少年局子育て支援部管理課)

大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市立男女共同参画センター北部館の名称、位置及び事業等を改め、貸室を廃止することになりました。

- 2 必要な規定整備を行うことにしました。

- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することになりました。

(平成26年大阪市条例第106号 市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課)

大阪市立青少年センター条例の一部を改正する条例

- 1 青少年センターの供用時間を延長することになりました。

- 2 市民と市外からの利用者の負担に差を設けるなど、利用料金の額の上限を改めることにしました。

- 3 必要な経過措置を講ずることになりました。

- 4 この条例は、平成27年4月1日から施行することになりました。

(平成26年大阪市条例第107号 こども青少年局企画部青少年課)

大阪市立愛光会館条例の一部を改正する条例

- 1 母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、愛光会館の設置・目的に父子家庭の父を対象とすることを追加することになりました。

- 2 この条例は、平成26年10月1日から施行することになりました。

(平成26年大阪市条例第108号 こども青少年局子育て支援部こども家庭課)

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例の一部を改正に伴い、規定を整備することになりました。

- 2 この条例は、平成26年11月25日から施行することになりました。

(平成26年大阪市規則第109号 健康局健康推進部生活衛生課)

大阪市エリアマネジメント活動促進条例の一部を改正する条例

- 1 都市再生特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行うことにしました。

- 2 この条例は、公布の日(平成26年9月22日)から施行することになりました。

(平成26年大阪市条例第110号 都市計画局計画部都市計画課)

大阪市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

- 1 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うことにしました。
- 2 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにした。
（平成26年大阪市条例第111号 建設局管理部工務課）

大阪市立有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

- 1 有料自転車駐車場の利用料金の減額を申請することができる者の範囲を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、平成26年10月1日から施行することにした。
（平成26年大阪市条例第112号 建設局管理部自転車対策課）

大阪市公園条例の一部を改正する条例

- 1 旭プール及び旭児童プールのうち市長が定める代行施設の指定管理者予定者の選定手続の特例を設けることにしました。
- 2 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにした。
（平成26年大阪市条例第113号 経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市体育館条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市立千島体育館ほか25体育館のうち市長が定める体育館の指定管理者予定者の選定手続の特例を設けることにしました。
- 2 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにした。
（平成26年大阪市条例第114号 経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市プール条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市立扇町プールほか21プールのうち市長が定めるプールの指定管理者予定者の選定手続の特例を設けることにしました。
- 2 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにした。
（平成26年大阪市条例第115号 経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市湊町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにした。
ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することにした。
（平成26年大阪市条例第116号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市中之島3丁目中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。

- 3 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにした。
ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することにした。

（平成26年大阪市条例第117号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市北浜1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法を改めることにしました。

- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。

- 3 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにした。
ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することにした。

（平成26年大阪市条例第118号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市新町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法を改めることにしました。

- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。

- 3 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにした。
ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することにした。

（平成26年大阪市条例第119号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市岩崎橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法等を改めることにしました。

- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。

- 3 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにした。
ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することにした。

（平成26年大阪市条例第120号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市西野田中津線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法を改めることにしました。

- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。

- 3 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにした。
ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することにした。

（平成26年大阪市条例第121号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市加島地域駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法を改めることにしました。

- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。

- 3 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにした。
ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することにした。

（平成26年大阪市条例第122号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市放出駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法を改めることにしました。

- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。

- 3 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにした。
ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することにした。

（平成26年大阪市条例第123号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法を改めることにしました。

- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。

- 3 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにした。
ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することにした。

（平成26年大阪市条例第124号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市北野今市線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法を改めることにしました。

- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。

- 3 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにした。
ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することにした。

（平成26年大阪市条例第125号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市淡路駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法を改めることにしました。

- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。

- 3 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにした。
ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することにした。

（平成26年大阪市条例第126号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市南堀江1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法等を改めることにしました。

- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。

- 3 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにしました。
ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することにしました。

（平成26年大阪市条例第127号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市高麗橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法等を改めることにしました。
2 必要な経過措置を講ずることにしました。
3 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにしました。
ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することにしました。

（平成26年大阪市条例第128号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例

- 1 特定建築主の環境配慮義務を定めることにしました。
2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
3 必要な経過措置を講ずることにしました。
4 この条例は、平成27年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、平成27年10月1日から施行することにしました。

（平成26年大阪市条例第129号 都市計画局建築指導部建築確認課）

大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例

- 1 水道料金を改定することにしました。
2 必要な経過措置を講ずることにしました。
3 この条例は、平成27年10月1日から施行することにしました。

（平成26年大阪市条例第130号 水道局総務部経営企画課）

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

- 1 梅南小学校及び津守小学校を統合して梅南津守小学校を設置することにしました。
2 この条例は、平成27年4月1日から施行することにしました。

（平成26年大阪市条例第131号 教育委員会事務局総務部学事課）

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

- 1 特別支援学校を大阪府へ移管することに伴い、本市が設置する聴覚特別支援学校ほか11校を廃止することにしました。
2 この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。

（平成26年大阪市条例第132号 教育委員会事務局総務部学事課）

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 市立幼稚園の保育料の減免の対象となる者の範囲を改めることにしました。
2 この条例は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにしました。

（平成26年大阪市条例第133号 こども青少年局子育て支援部管理課）

公布された規則のあらまし**大阪市エリアマネジメント活動促進条例施行規則の一部を改正する規則**

- 1 都市再生特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行うことにしました。
- 2 この規則は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにしました。

（平成26年大阪市規則第154号 都市計画局計画部都市計画課）

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 神崎橋住宅、西宮原住宅及び浪速第5住宅を廃止することにしました。
- 2 浪速第5店舗及び浪速第5作業場を廃止することにしました。
- 3 浪速第5－北駐車場及び浪速第5－南駐車場を廃止することにしました。
- 4 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 5 この規則は、平成26年9月26日から施行することにしました。ただし、一部の規定は平成26年10月2日又は平成26年10月8日から施行することにしました。

（平成26年大阪市規則第155号 都市整備局住宅部管理課）

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 市立幼稚園の保育料の減額について、対象となる者の範囲及び限度額を改めることにしました。
 - 2 その他必要な規定を整備することにしました。
 - 3 この規則は、公布の日（平成26年9月22日）から施行することにしました。
- （平成26年大阪市教育局規則第40号 こども青少年局子育て支援部管理課）

公布された規程のあらまし**大阪市乗合自動車運転系統の一部を改正する規程**

- 1 大阪市乗合自動車運転系統を変更することにしました。
- 2 この規程は、平成26年9月21日から施行することにしました。

（平成26年大阪市交通事業管理規程第55号 交通局自動車部運輸課）

条**例**

次に掲げる条例を公布する。

大阪市の会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市特別会計条例の一部を改正する条例

大阪市立保護施設条例等の一部を改正する条例

こども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例

大阪市子ども・子育て支援法施行条例

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

大阪市立子育ていろいろ相談センター条例を廃止する条例

大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

大阪市立青少年センター条例の一部を改正する条例

大阪市立愛光会館条例の一部を改正する条例

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例の一部を改正する条例

大阪市エリアマネジメント活動促進条例の一部を改正する条例

大阪市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

大阪市立有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

大阪市公園条例の一部を改正する条例

大阪市立体育館条例の一部を改正する条例

大阪市立プール条例の一部を改正する条例

大阪市湊町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市中之島3丁目中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市北浜1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市新町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市岩崎橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市西野田中津線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市加島地域駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市放出駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

の一部を改正する条例

大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市北野今市線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市淡路駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市南堀江1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市高麗橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例

大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

平成26年9月22日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市条例第94号

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中エを削る。

附 則

この条例は、大阪市市民病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成26年大阪市条例第90号）の施行の日から施行する。

（平26.9.22揭示済）

大阪市条例第95号

大阪市特別会計条例の一部を改正する条例

大阪市特別会計条例（昭和39年大阪市条例第78号）の一部を次のように改正する。

本則第6号中「大阪市母子寡婦福祉貸付資金会計」を「大阪市母子父子寡婦福祉貸付資金会計」に、「及び」を「、父子福祉資金貸付事業及び」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第96号

大阪市立保護施設条例等の一部を改正する条例

(大阪市立保護施設条例の一部改正)

第1条 大阪市立保護施設条例（昭和39年大阪市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改める。

(大阪市立特別養護老人ホーム条例の一部改正)

第2条 大阪市立特別養護老人ホーム条例（平成17年大阪市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第17条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に、「支援給付又は」を「支援給付、」に、「（以下）」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付（以下）」に改める。

(大阪市介護保険条例の一部改正)

第3条 大阪市介護保険条例（平成12年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第8条第7号イ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に、「を含む」を「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付を含む」に改める。

(大阪市立介護老人保健施設条例の一部改正)

第4条 大阪市立介護老人保健施設条例（平成8年大阪市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第20条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に、「支援給付又は」を「支援給付、」に、「（以下」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付（以下」に改める。

（大阪市設霊園条例の一部改正）

第5条 大阪市設霊園条例（昭和24年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第20条の11第1項第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に、「支援給付若しくは」を「支援給付、」に、「を受ける」を「若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付を受ける」に改める。

（大阪市営住宅条例の一部改正）

第6条 大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第5条第1項中「第20条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項第1号オ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に、「を含む」を「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む」に改め、同号ク中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第6条中大阪市営住宅条例第2条第5号の改正規定及び同条例第5条第1項の改正規定（「第20条

第1項」を「第29条第1項」に改める部分及び第1号クに係る部分に限る。）
は、公布の日から施行する。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第97号

こども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例

こども・子育て支援会議条例（平成25年大阪市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条」に改める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども・子育て支援会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項（改正法附則第9条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項に限る。）について、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後のこども・子育て支援会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第98号

大阪市子ども・子育て支援法施行条例

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(過料)

第2条 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、100,000円以下の過料に処する。

- 2 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出

若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、100,000円以下の過料に処する。

- 3 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、100,000円以下の過料に処する。

(施行の細目)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第99号

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

- 第1条** この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条** この条例における用語の意義は、法の例による。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

- 第3条** 第1条の基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）（附則第4条を除く。）に定めるところによる。

(運営基準等の改正に伴う経過措置)

- 第4条** 運営基準（運営基準を改正する命令を含む。）の改定により、現にこの条例の規定による基準に適合している特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

- 第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第100号

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「設備運営基準」という。）

（第4条第2項、第6条第6項及び第7条第6項並びに附則第4条（設備運営基準第6条第6項及び第7条第6項に係る部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。

(1学級の園児の数)

第4条 1学級の園児の数は、35人以下とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学年の初めの日の前日において満3歳である園児のみで編制される学級の園児の数は、25人以下とする。ただし、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合にあっては、この限りでない。

(職員の配置)

第5条 設備運営基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の2に規定する方法により満3歳以上の園児に対する食事の提供を行う幼保連携型認定こども園には、栄養士を置くよう努めなければならない。

(園舎の面積)

第6条 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

(2) 満3歳未満の園児の数に応じ、次条第2項の規定により算定した面積

(園舎に備えるべき設備)

第7条 園舎には、満1歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合にあっては調乳のために必要な器具又は設備を、満3歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合にあっては沐浴用設備（浴槽、給湯設備及び排水

設備が一体となった乳幼児の沐浴のための専用の設備をいう。)を備えなければならない。

2 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

- (1) 乳児室 5.0平方メートルに満1歳未満の園児の数を乗じて得た面積
- (2) ほふく室 3.3平方メートルに満1歳以上満2歳未満の園児の数を乗じて得た面積
- (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積

3 保護者からの利用に係る申込みがあり、前項第1号又は第2号の基準に従うことにより当該申込みに係る子どもの保育を当該申込みに係る幼保連携型認定こども園において行うことができない場合において、当該幼保連携型認定こども園における子どもの受入れの体制その他の事情を考慮して市規則で定めるところにより市長が適当と認めるときは、当該幼保連携型認定こども園の乳児室又はほふく室の面積に係る基準は、前項第1号又は第2号の規定にかかわらず、設備運営基準第7条第6項第1号又は第2号に定めるところによる。

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第8条 設備運営基準（設備運営基準を改正する命令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している幼保連携型認定こども園が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に幼稚園（運営の実績その他の事情により適正な運営が確保されていると市長が認めるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第2項の規定の適用については、当分の間、同項第3号中「満2歳以上」とあるのは「満2歳以上満3歳未満」とする。

3 施行日の前日において現に保育所（運営の実績その他の事情により適正な運営が確保されていると市長が認めるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第6条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句

とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積		(1) 満3歳以上の園児の数に応じ、次条第2項の規定により算定した面積
学級数	面積（平方メートル）	
1 学級	180	
2 学級以上	$320+100 \times (\text{学級数} - 2)$	

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第101号

大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「設備運営基準」という。）（第22条、第23条第1項、第34条第1項及び第42条並びに附則第2条及び第5条を除く。）に定めるところによる。

(家庭的保育事業に係る設備の基準)

第4条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（以下「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

(1) 設備運営基準第22条各号に掲げる要件

(2) 乳幼児の沐浴のために必要な器具又は設備を設けること

(3) 乳幼児の保育を行う専用の部屋（以下「保育部屋」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育部屋を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること

イ 保育部屋が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1

以上設けられていること

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号に規定する構造の屋内階段であって、建築物の1階から保育部屋が設けられている階までの部分について、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡しており、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす構造であるもの又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育部屋の各部分から当該施設及び設備のいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること

エ 家庭的保育事業を行う場所の調理設備とそれ以外の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されており、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
ただし、当該調理設備が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること

オ 家庭的保育事業を行う場所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること

カ 保育部屋その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること

ク 家庭的保育事業を行う場所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること

(家庭的保育事業の職員)

第5条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、家庭的保育補助者（設備運営基準第23条第3項に規定する家庭的保育補助者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第3条（設備運営基準第16条第1項に係る部分に限る。）の規定に基づき搬入施設から食事を搬入する場合

(小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に係る設備の基準)

第6条 小規模保育事業所A型（設備運営基準第28条に規定する小規模保育事業所A型をいう。）及び小規模保育事業所B型（設備運営基準第31条第1項に規定する小規模保育事業所B型をいう。）には、沐浴用設備（浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の^{もく}沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。）並びに幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

(小規模保育事業C型に係る設備の基準)

第7条 小規模保育事業所C型（設備運営基準第33条に規定する小規模保育事業所C型をいう。以下同じ。）には、乳幼児の^{もく}沐浴のために必要な器具又は設備を設けなければならない。

(小規模保育事業C型の職員)

第8条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、家庭的保育補助者、嘱託

医及び調理員を置かなければならない。ただし、第5条各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(事業所内保育事業の利用定員の設定)

第9条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数以上の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人又は7人	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

(事業所内保育事業に係る設備の基準)

第10条 事業所内保育事業を行う事業所には、沐浴用設備並びに幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第11条 設備運営基準（設備運営基準を改正する命令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している家庭的保育事業等が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において法第39条第1項に規定する業務（本市が行うものに限る。）を目的とする事業を行う者のうち市長が定めるものが、法第34条の15第2項の規定により家庭的保育事業又は小規模保育事業C型の認可を受けた場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第3条（設備運営基準第15条並びに第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第4条第1号（設備運営基準第22条第

4号（調理設備に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第5条本文（調理員に係る部分に限る。）及び第8条本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

- 3 施行日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務（本市が行うものに限る。）を目的とする施設のうち市長が定めるものについては、第3条（設備運営基準第28条第7号（同号口の表の2階の区分中避難用の区分に係る部分に限る。）（設備運営基準第32条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（平26. 9. 22揭示済）

大阪市条例第102号

大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

- 第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

- 第2条** この条例における用語の意義は、法の例による。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

- 第3条** 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）（第9条第2項及び第18条第2項を除く。）に定めるところによる。

（専用区画の面積）

- 第4条** 専用区画（設備運営基準第9条第1項に規定する専用区画をいう。）の面積は、児童1人につきおおむね1.75平方メートル以上でなければならない。

（開所日数）

- 第5条** 放課後児童健全育成事業を行う者は、放課後児童健全育成事業所（設備運営基準第5条第5項に規定する放課後児童健全育成事業所をいう。）を開所する日数について、1年につき291日以上範囲内で、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

（設備運営基準等の改正に伴う経過措置）

- 第6条** 設備運営基準（設備運営基準を改正する命令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している放課後児童健全育成事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市

規則で定める。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第103号

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次条及び第5条」を「次条」に改め、同条第4号中「第36条の3」を「第36条の2」に、「並びに第33条第2項を除く。）及び第94条」を「を除く。）」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第104号

大阪市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

大阪市立児童発達支援センター条例（平成17年大阪市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中大阪市立姫島こども園の項を削る。

第11条の見出しを「（淡路こども園に係る指定申請の公告）」に改め、同条中「大阪市立姫島こども園及び」を削り、「公募型センター」を「淡路こども園」に改める。

第13条中「公募型センター」を「淡路こども園」に改める。

第15条の見出しを「（淡路こども園の指定管理予定者の選定）」に改め、同条中「公募型センター」を「淡路こども園」に改める。

第17条中「公募型センター」を「淡路こども園」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第105号

大阪市立子育ていろいろ相談センター条例を廃止する条例

大阪市立子育ていろいろ相談センター条例（平成11年大阪市条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（平26. 9. 22揭示済）

大阪市条例第106号

大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条の表大阪市立男女共同参画センター北部館の項中「大阪市立男女共同参画センター北部館」を「大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館」に、「東淀川区東淡路1丁目」を「北区天神橋6丁目」に改める。

第3条第3号中「女性問題」を「男女共同参画に係る問題」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館（以下「子育て館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て支援に関する人材育成のための講習会、研修会等の開催
- (2) 子育て支援に関する活動を行う者及び団体に対する助言等の支援

第4条第1項中「センター」を「子育て館を除くセンター」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 子育て館の休館日は、特定期間を除き、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる日

第5条第1項中「センター」を「子育て館を除くセンター」に改め、同条第2項中「前条第3項及び第4項」を「前条第4項及び第5項」に、「同条第3項中「前2項」を「同条第4項中「前3項」に、「第5条第1項」を「第5条第1項及び第2項」に、「、「前2項」を「、「前3項」に、「同項」を「第5条第1項及び第2項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に、「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「第4条第3項」を「第4条第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

2 子育て館の供用時間は、午前10時から午後9時まで（日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前10時から午後5時まで）とする。

第6条中「センター」を「子育て館を除くセンター」に改める。

第14条第1号中「第3条各号」を「第3条第1項各号」に改める。

第22条第1号中「第3条各号に掲げる」を「第3条各項に規定する」に改める。

別表中

「

駐車場		1台30分までごとに 150円							
男女 共同 参画 セン ター 北部 館	ホール	18,000 円	29,000 円	25,000 円	65,000 円	27,000 円	43,500 円	37,500 円	97,500 円
	控室	1,000 円	1,500 円	1,300 円	3,400 円	1,500 円	2,300 円	2,000 円	5,100 円
	研修室	2,400 円	3,800 円	3,400 円	8,600 円	3,600 円	5,700 円	5,100 円	12,900 円
	会議室 A	1,800 円	2,900 円	2,500 円	6,500 円	2,700 円	4,400 円	3,800 円	9,800 円
	会議室 B	600円	1,000 円	800円	2,200 円	900円	1,500 円	1,200 円	3,300 円
	和室	1,800 円	2,900 円	2,500 円	6,500 円	2,700 円	4,400 円	3,800 円	9,800 円
	音楽室	3,000 円	4,800 円	4,200 円	11,000 円	4,500 円	7,200 円	5,100 円	16,500 円
	工芸室 兼調理 実習室	2,400 円	3,800 円	3,400 円	8,600 円	3,600 円	5,700 円	5,100 円	12,900 円
展示室		1日につき 3,600円				1日につき 5,400円			

」

を

「

駐車場		1台30分までごとに 150円							
-----	--	-----------------	--	--	--	--	--	--	--

」

に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平26. 9. 22揭示済)



大阪市条例第107号

大阪市立青少年センター条例の一部を改正する条例

大阪市立青少年センター条例（平成15年大阪市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「午前9時30分」を「午前9時」に改める。

第17条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同条第5項中「前2項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「宿泊室」を「宿泊室及び駐車場」に、「前項第1号」を「第3項第1号及び前2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項の次に次の2項を加える。

4 本市の区域内に住所を有しない者に係る施設（センターの駐車場（以下「駐車場」という。）を除く。）の利用料金の額は、前項第1号の規定による金額の1割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

5 日曜日、土曜日及び休日における施設（宿泊室を除く。）の利用料金の額は、第3項第1号及び前項の規定による金額の2割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

別表中「49,600円」を「54,600円」に、「2,700円」を「3,000円」に、「13,200円」を「14,600円」に、「18,200円」を「20,100円」に、「14,700円」を「16,200円」に、「48,800円」を「53,700円」に、「18,400円」を「20,300円」に、「11,900円」を「13,100円」に、「8,900円」を「9,800円」に、「4,300円」を「4,800円」に、

「

宿泊室	1人1泊につき 4,800円（1室の使用を許可する場合にあっては、1室1泊につき28,800円）
-----	--

」

を

「

宿泊室	1人1泊につき 5,300円（1室の使用を許可する場合にあっては、1室1泊につき31,800円）
駐車場	1台1日1回につき 2,000円

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市立青少年センター条例第17条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（平26.9.22揭示済）



大阪市条例第108号

大阪市立愛光会館条例の一部を改正する条例

大阪市立愛光会館条例（昭和38年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「母及び」を「母及び父子家庭の父並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（平26. 9. 22揭示済）



大阪市条例第109号

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例の一部を改正する
条例

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例（平成12年大阪市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出しを「（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の規定に基づく事務に係る手数料）」に改め、同条中「薬事法（昭和35年法律第145号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）」に改め、同条第1号から第9号までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同条第10号中「薬事法施行令（昭和36年政令第11号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）」に改め、同条第11号から第17号までの規定中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

（平26. 9. 22揭示済）



大阪市条例第110号

大阪市エリアマネジメント活動促進条例の一部を改正する条例

大阪市エリアマネジメント活動促進条例（平成26年大阪市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第72条の5」を「第76条」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に、「第73条第1項」を「第118条第1項」に改め、

同条第3項中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改める。

第9条第1項第4号中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第111号

大阪市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

大阪市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成25年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1 サービス・エリアの予告（116-B）の項中「の予告（116-B）」を「、道の駅の予告（116の2-B）」に改め、同表サービス・エリア（116の2-B）の項中「116の2-B」を「116の3-B」に改め、同表非常電話（116の2）の項中「116の2」を「116の4」に改め、同表待避所（116の3）の項中「116の3」を「116の5」に改め、同表非常駐車帯（116の4）の項中「116の4」を「116の6」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第112号

大阪市立有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

大阪市立有料自転車駐車場条例（平成18年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「女子」を「女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第113号

大阪市公園条例の一部を改正する条例

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（指定管理予定者の選定手続の特例）

- 5 市長は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間について、旭プール及び旭児童プールのうち、市長が定める代行施設の指定管理者を指定しようとするときは、第19条の規定にかかわらず、当該代行施設の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 6 前項の場合における第20条及び第22条の規定の適用については、第20条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第5項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、第22条中「第20条」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えられた第20条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第3号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第5号中「前各号」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えられた前各号」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平26. 9. 22揭示済）

大阪市条例第114号

大阪市立体育館条例の一部を改正する条例

大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 市長は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間について、大阪市立千島体育館、大阪市立東淀川体育館、大阪市立北スポーツセンター、大阪市立都島スポーツセンター、大阪市立福島スポーツセンター、大阪市立此花スポーツセンター、大阪市立中央スポーツセンター、大阪市立西スポーツセンター、大阪市立港スポーツセンター、大阪市立大正スポーツセンター、大阪市立天王寺スポーツセンター、大阪市立浪速スポーツセンター、大阪市立西淀川スポーツセンター、大阪市立淀川スポーツセンター、大阪市立東淀川スポーツセンター、大阪市立東成スポーツセンター、大阪市立生野スポーツセンター、大阪市立旭スポーツセンター、大阪市立城東スポーツセンター、大阪市立鶴見スポーツセンター、大阪市立阿倍野スポーツセンター、大阪市立住之江スポーツセンター、大阪市立住吉スポーツセンター、大阪市立東住

吉スポーツセンター、大阪市立平野スポーツセンター及び大阪市立西成スポーツセンターのうち、市長が定める体育館の指定管理者を指定しようとするときは、第11条の規定にかかわらず、当該体育館の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第115号

大阪市立プール条例の一部を改正する条例

大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 市長は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間について、大阪市立扇町プール、大阪市立都島屋内プール、大阪市立下福島プール、大阪市立此花屋内プール、大阪市立中央屋内プール、大阪市立西屋内プール、大阪市立大正屋内プール、大阪市立真田山プール、大阪市立浪速屋内プール、大阪市立西淀川屋内プール、大阪市立淀川屋内プール、大阪市立東淀川屋内プール、大阪市立東成屋内プール、大阪市立生野屋内プール、大阪市立旭屋内プール、大阪市立城東屋内プール、大阪市立鶴見緑地プール、大阪市立阿倍野屋内プール、大阪市立住之江屋内プール、大阪市立住吉屋内プール、大阪市立平野屋内プール及び大阪市立西成屋内プールのうち、市長が定めるプールの指定管理者を指定しようとするときは、第10条の規定にかかわらず、当該プールの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第116号

大阪市湊町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

第1条 大阪市湊町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成7年大阪市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「には、」を「には、エレベーターの昇降路の部分又は」

に、「又は」を「若しくは」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の和）の3分の1を限度として算入しない。

第2条 大阪市湊町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に、「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平26.9.22揭示済）



大阪市条例第117号

大阪市中之島3丁目中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市中之島3丁目中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成11年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に、「部分（」を「部分（エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に、「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改め、同条第3項中「には、」を「には、エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定（「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に改める

部分及び「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める部分に限る。)の施行期日は、市長が定める。

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第118号

大阪市北浜1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市北浜1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成14年大阪市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項において「老人ホーム等」という。)」に、「部分(」を「部分(エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に、「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改め、同条第3項中「には、」を「には、エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定(「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項において「老人ホーム等」という。)」に改める部分及び「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める部分に限る。)の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第119号

大阪市新町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市新町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成21年大阪市条例第104号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項において「老人ホーム等」という。)」に、「部分(」を「部分(エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に、「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改

め、同条第3項中「には、」を「には、エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定（「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に改める部分及び「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める部分に限る。）の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平26. 9. 22揭示済）

大阪市条例第120号

大阪市岩崎橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市岩崎橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年大阪市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に、「部分（」を「部分（エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に、「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改め、同条第4項中「には、」を「には、エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第11条第3項第1号中「おいて」を「おいてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）」、」に改め、同項第2号中「増築前における」を「増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定（「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に改める部分及び「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める部分に限る。）の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平26. 9. 22揭示済）

大阪市条例第121号

大阪市西野田中津線沿道地区地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市西野田中津線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例（平成7年大阪市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホーム
その他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」
に、「部分（」を「部分（エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を
「若しくは」に、「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改
め、同条第3項中「には、」を「には、エレベーターの昇降路の部分又は」に、
「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定
（「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これら
に類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に改める
部分及び「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める部
分に限る。）の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

（平26. 9. 22揭示済）

大阪市条例第122号

大阪市加島地域駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制
限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市加島地域駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例（平成8年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホーム
その他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」
に、「部分（」を「部分（エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を
「若しくは」に、「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改
め、同条第3項中「には、」を「には、エレベーターの昇降路の部分又は」に、
「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定
（「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これら
に類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に改める

部分及び「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める部分に限る。)の施行期日は、市長が定める。

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第123号

大阪市放出駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市放出駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成9年大阪市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項において「老人ホーム等」という。)」に、「部分(」を「部分(エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に、「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改め、同条第3項中「には、」を「には、エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定(「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項において「老人ホーム等」という。)」を改める部分及び「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める部分に限る。)の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第124号

大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成9年大阪市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項において「老人ホーム等」という。)」に、「部分(」を「部分(エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に、「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改

め、同条第3項中「には、」を「には、エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定（「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に改める部分及び「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める部分に限る。）の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平26. 9. 22揭示済）

大阪市条例第125号

大阪市北野今市線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市北野今市線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成11年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に、「部分（」を「部分（エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に、「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改め、同条第3項中「には、」を「には、エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定（「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に改める部分及び「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める部分に限る。）の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平26. 9. 22揭示済）

大阪市条例第126号

大阪市淡路駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市淡路駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に、「部分（」を「部分（エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に、「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改め、同条第3項中「には、」を「には、エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定（「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に改める部分及び「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める部分に限る。）の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平26. 9. 22揭示済）

大阪市条例第127号

大阪市南堀江1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市南堀江1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年大阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に、「部分（」を「部分（エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に、「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改め、同条第3項中「には、」を「には、エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第10条第1項第1号中「おいて」を「おいてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）」に改め、同項第2号中「増築前における」を「増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定（「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に改める

部分及び「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める部分に限る。)の施行期日は、市長が定める。

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第128号

大阪市高麗橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市高麗橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成24年大阪市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に、「部分（」を「部分（エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に、「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改め、同条第3項中「には、」を「には、エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第9条第1項第1号中「おいて」を「おいてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）」、「に改め、同項第2号中「増築前における」を「増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定（「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に改める部分及び「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める部分に限る。）の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第129号

大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大阪市建築物の環境配慮に関する条例（平成24年大阪市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（増築）」を「（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号により算定された床面積をいう。以下同じ。）（増築）」に、「第5号」を「第5号及び第6条の2第1項」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（特定建築主の環境配慮義務）

第6条の2 特定建築物で住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上であるものの新築等をしようとする者は、当該部分について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）第73条第1項に規定する判断の基準となるべき事項を遵守しなければならない。

2 特定建築主は、市長が定めるところにより、当該特定建築物にエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源その他の永続的に利用することができると認められるエネルギー源を利用する市規則で定める設備を導入することについて検討しなければならない。

第7条の見出しを「（建築物環境計画書等の作成等）」に改め、同条第1項中「建築物総合環境計画書」を「建築物環境計画書」に改め、同項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

（7） 省エネルギー法第73条第1項に規定する判断の基準となるべき事項への適合状況

（8） 前条第2項の規定による検討の結果

第7条中第2項を次のように改める。

2 準特定建築主及び特定所有者のうち第2条第7号に規定する建築物の改修（建築物に関する新築等以外の工事をいう。以下同じ。）をしようとするものは、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物環境計画書を作成し、当該準特定建築物の新築等又は当該建築物の改修の工事に着手する日前の市規則で定める日までに、市長に届け出ることができる。

（1） 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（2） 建築物の名称及び所在地

（3） 設計者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（4） 建築物の概要

（5） 建築物の環境配慮のために講じようとする措置

（6） 建築物総合環境評価基準による評価結果

（7） 建築物環境性能表示の広告への表示の予定の有無及び予定している場合にはその表示内容

（8） 第11条の規定による認定を受けた場合には当該認定を行った者の氏名

第7条第3項中「建築物総合環境評価書」を「建築物環境評価書」に改め、

同条第4項中「建築物総合環境計画書」を「建築物環境計画書」に、「建築物総合環境評価書」を「建築物環境評価書」に改め、同条第5項中「建築物総合環境計画書」を「建築物環境計画書」に改める。

第8条の見出しを「（建築物環境計画書の変更の届出等）」に改め、同条第1項中「建築物総合環境計画書」を「建築物環境計画書」に、「同条第1項各号」を「同条第1項各号又は同条第2項各号」に改め、同条第2項中「建築物総合環境計画書」を「建築物環境計画書」に改める。

第9条第1項及び第10条第1項中「建築物総合環境計画書」を「建築物環境計画書」に改める。

第11条中「第7条第1項第6号」を「第7条第1項第6号、同条第2項第6号」に改める。

第15条第1項中「建築物総合環境計画書」を「建築物環境計画書」に改め、同条第3項中「建築物総合環境計画書又は建築物総合環境評価書」を「建築物環境計画書又は建築物環境評価書」に改める。

第18条第1項及び第19条中「建築物総合環境計画書又は建築物総合環境評価書」を「建築物環境計画書又は建築物環境評価書」に改める。

第2条 大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「もの」を「もの又は建築基準法施行令第2条第1項第6号により算定された建築物の高さが60メートルを超える特定建築物で住宅の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上であるもの」に、「当該部分」を「当該各部分」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の大阪市建築物の環境配慮に関する条例（以下「第1条の規定による改正後の条例」という。）第6条の2の規定は、この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の大阪市建築物の環境配慮に関する条例第7条第1項の規定により届出を行った建築物総合環境計画書（同項に規定する建築物総合環境計画書をいう。以下同じ。）に係る特定建築物（大阪市建築物の環境配慮に関する条例第2条第3号に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）については、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に届出が行われている建築物総合環境計画書は、第1条の規定による改正後の条例第7条第1項に規定する建築物環境計画書（以下「建築物環境計画書」という。）とみなす。
- 4 第2条の規定による改正後の大阪市建築物の環境配慮に関する条例第6条の2第1項の規定は、平成27年10月1日以後に届出を行う建築物環境計画書に係る特定建築物の新築等について適用し、同日前に届出を行った建築物環

境計画書に係る特定建築物の新築等については、なお従前の例による。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第130号

大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項の表を次のように改める。

基本料金	従量料金	
	用途	1立方メートルについて
850円	一般用	10立方メートルまでの分 10円
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 97円
		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 124円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 168円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 230円
		100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 293円
		200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 342円
		1,000立方メートルを超える分 358円
	業務用	10立方メートルまでの分 10円
		10立方メートルを超え30立方メートルまでの分 209円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 285円
		50立方メートルを超える分 358円
	湯屋用	10立方メートルまでの分 10円
		10立方メートルを超える分 58円

第27条第1号中「超過料金」を「従量料金」に改める。

附 則

- この条例は、平成27年10月1日から施行する。
- この条例による改正後の大阪市水道事業給水条例第26条第1項及び第27条第1号の規定は、この条例の施行の日以後に行った点検に係る水量に基づき算定する料金について適用し、同日前に行った点検に係る水量に基づき算定する料金については、なお従前の例による。

(平26. 9. 22揭示済)

大阪市条例第131号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

小学校の表大阪市立梅南小学校の項中「大阪市立梅南小学校」を「大阪市立梅南津守小学校」に改め、同表中大阪市立津守小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（平26. 9. 22揭示済）

大阪市条例第132号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

「、高等学校及び特別支援学校」を「及び高等学校」に改める。

特別支援学校の表を削る。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

（平26. 9. 22揭示済）

大阪市条例第133号

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例（昭和26年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条中第3号を次のように改める。

- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、その属する世帯に次のいずれかに掲げる者がいるもの

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は同法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する兄又は姉その他同法第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない兄又は姉で教育委員会規則で定めるもの

イ 満6歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満9歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある兄又は姉

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平26. 9. 22揭示済）

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市エリアマネジメント活動促進条例施行規則の一部を改正する規則

平成26年9月22日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第154号

大阪市エリアマネジメント活動促進条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市エリアマネジメント活動促進条例施行規則（平成26年大阪市規則第126号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号及び第1号様式中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平26.9.22揭示済）

次に掲げる規則を公布する。

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

平成26年9月25日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第155号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第7条第15号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

別表第1 公営住宅の表中神崎橋住宅の項及び西宮原住宅の項を削る。

別表第1 改良住宅の表中浪速第5 住宅の項を削る。

別表第1 店舗・作業場及び物置の表中浪速第5 住宅の項を削る。

別表第2 中浪速第5 ー北駐車場の項及び浪速第5 ー南駐車場の項を削る。

附 則

この規則は、平成26年9月26日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 公営住宅の表中神崎橋住宅の項を削る改正規定 平成26年10月2日
- (2) 別表第1 改良住宅の表の改正規定、別表第1 店舗・作業場及び物置の表の改正規定及び別表第2 の改正規定 平成26年10月8日
(平26. 9. 25揭示済)

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年9月22日

大阪市教育委員会
委員長 大森不二雄

大阪市教育委員会規則第40号

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例施行規則（平成26年大阪市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は均等割額のみである世帯に属する者 当該世帯における次に掲げる者の有無及び数に応じて、別表第1に定める額を限度とする減額
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は同法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する兄又は姉
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所に入所する兄又は姉
 - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園に在園する兄又は姉
 - エ 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用する小学校就学の始期に達するまでの兄又は姉
 - オ 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に入所する小学校就学の始期に達するまでの兄又は姉

- カ 満6歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満9歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある兄又は姉
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、その属する世帯に前号アからカまでに掲げる者がいるもの 当該世帯における前号アからカまでに掲げる者の数に応じて、別表第2に定める額を限度とする減額
- 附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第12条関係）

第12条第1項第2号アからカまでに掲げる者の人数	金額
0人	年額 20,000円
1人	年額 50,000円
2人以上	年額 79,000円

別表第2（第12条関係）

第12条第1項第2号アからカまでに掲げる者の人数	金額
1人	年額 40,000円
2人以上	年額 79,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平26. 9. 22揭示済）

企 業 管 理 規 程

大阪市乗合自動車運転系統の一部を改正する規程を公布する。

平成26年9月19日

大阪市交通局長 藤本 昌信

大阪市交通事業管理規程第55号

大阪市乗合自動車運転系統の一部を改正する規程

大阪市乗合自動車運転系統（平成25年大阪市交通事業管理規程第49号）の一部を次のように改正する。

表中

「

第 1 2 号	阿 倍 野 橋	勝 山 三 丁 目	布 施 駅 前
第12A号	阿 倍 野 橋	勝 山 三 丁 目	大 池 橋

」

を

「

第 1 2 号	阿 倍 野 橋	勝 山 四 丁 目	布 施 駅 前
第12A号	阿 倍 野 橋	勝 山 四 丁 目	大 池 橋

」

に、

「

第 1 8 号	北巽バスターミナル	御 幸 通	上 本 町 一 丁 目
---------	-----------	-------	-------------

」

を

「

第 1 8 号	北巽バスターミナル	御 幸 通	玉 造
---------	-----------	-------	-----

」

に、

「

第 4 3 号	西 島 車 庫 前	姫 島	大 阪 駅 前
第 4 4 号	弁天町バスターミナル	地 下 鉄 朝 潮 橋	八 幡 屋 三 丁 目

」

を

「

第 4 3 号	西 島 車 庫 前	姫 島	大 阪 駅 前
---------	-----------	-----	---------

」

に、

「

第 5 1 号	弁天町バスターミナル	第 一 突 堤 前	天 保 山
---------	------------	-----------	-------

」

を

「

第 5 1 号	天 保 山	弁 天 町 駅 前	ド ー ム 前 千 代 崎
第51A号	天 保 山	第 三 突 堤 前	弁 天 町 駅 前
第51B号	弁 天 町 駅 前	境 川	ド ー ム 前 千 代 崎

」

に、

「

第 7 3 号	難 波 杭	全	出戸バスターミナル
第 7 4 号	ド ー ム 前 千 代 崎	新 千 歳	大 正 区 役 所 前

」

を

「

第 7 3 号	難 波 杭	全	出戸バスターミナル
---------	-------	---	-----------

」

に、

「

第 8 4 号	弁天町バスターミナル	玉 船 橋	難 波
---------	------------	-------	-----

」

を

「

第 8 4 号	難 波	弁 天 町 駅 前	八 幡 屋 三 丁 目
第84A号	難 波	地 下 鉄 西 長 堀	弁 天 町 駅 前

第84B号	弁 天 町 駅 前	三	先 八 幡 屋 三 丁 目
-------	-----------	---	---------------

」

に、

「

第98号	弁天町バスターミナル	大 正 橋	大 正 区 役 所 前
------	------------	-------	-------------

」

を

「

第98号	ドーム前千代崎	新 千 歳	大 正 区 役 所 前
------	---------	-------	-------------

」

に改める。

附 則

この規程は、平成26年9月21日から施行する。

(平26.9.19揭示済)

告 示**大阪市告示第1326号**

大阪市公会堂条例（昭和26年大阪市条例第73号。以下「公会堂条例」という。）第11条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成26年10月3日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1番86号
大阪市中央卸売市場本場業務管理棟8階
大阪市経済戦略局文化部文化課
電話 06-6469-5173

2 業務の概要**(1) 施設の名称及び所在地**

名 称 大阪市中央公会堂

所在地 大阪市北区中之島1丁目1番27号

(2) 業務の範囲

- ① 施設の経営管理業務
- ② 施設の情報発信及び集客・利用促進業務
- ③ 魅力向上業務
- ④ 敷地、建物、設備並びに備品の維持管理及び整備保全業務
- ⑤ 自主事業の実施
- ⑥ その他付随する業務

(3) 管理の基準

ア 休館日

毎月第4火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日以外の日）及び12月28日から翌年1月4日まで

イ 供用時間

午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 休館日及び供用時間の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は中央公会堂の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定め、又は供用時間を変更することができる。

エ 個人情報の保護

当該施設は公の施設であるため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年）

ただし、市長が管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。この場合、指定管理者の損害に対して市は賠償しない。また、取消しに伴う市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがある。

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体であること。個人での申請は無効とする。

- (1) 公会堂条例第13条の規定に該当していないこと
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (5) 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴

力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと

- (6) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）
- (7) 最近3年間、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納が無いこと
- (8) 文化施設の管理運営又はそれに類する業務について、3年以上の運営実績を有すること
- (9) 重要文化財である歴史的建築物を適切に維持管理できる技術的能力を有すること

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、公会堂条例第14条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、市会の議決があったのち、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の交付場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の交付方法

平成26年10月1日（水）から同年12月2日（火）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く）の午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで、上記1において無償により交付する。また、経済戦略局のホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1番86号

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟8階

大阪市経済戦略局文化部文化課

ウ 添付書類

① 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類

連合体での申請のみ。様式は任意で、連合体の構成員、代表者、出資比率、組織運営に関する事項等を記載したもの

② 大阪市中心公会堂指定管理者指定申請に係る誓約書

③ 法人等の概要

④ 指定管理者申請団体役員名簿

⑤ 役員の履歴書

④指定管理者申請団体役員名簿で提出した名簿全員の履歴書を記載

したもの。法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。

障がい者雇用状況報告書の写し

公共職業安定所に提出義務のある法人等のみ提出すること。連合体の場合はすべての構成員となる法人等毎に提出すること。（障がい者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条に規定する様式）なお、公共職業安定所への報告義務のない事業主については、様式5「障がい者雇用の状況報告書（公共職業安定所に提出義務がない事業主用）」を提出すること。

障がい者雇入れ計画書

障がい者法定雇用率未達成企業にあっては提出すること。連合体の場合の構成員においても同様とする。

応募団体の取組について（環境への取組、障がい者雇用率達成状況等）

財産目録、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び事業報告書

直近3事業年度の実績。法人以外の団体にあってはこれに相当する書類

法人等の事業計画書及び収支予算書

今年度分（法人以外の団体にあってはこれに相当する書類）

定款、寄付行為及び法人の登記事項証明書

法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類

印鑑証明書

提出日において発行の日から3月以内のもの

法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

納税証明書「その3」または「その3の3」で提出すること

直近3年分とし、提出日において発行の日から3月以内のもの

本店所在地の市町村民税（東京都の場合は、都民税）の納税証明書

直近3年分とし、提出日において発行の日から3月以内のもの

応募資格等を有していることが確認できる書類の写し

再委託を予定している場合は、再委託予定業者にかかる資格を確認できる書類を提出すること

大阪市中央公会堂の管理運営に関する事業計画書

平成27年度から平成31年度分

大阪市中央公会堂の管理運営に関する収支計画書、収支計画積算明細

平成27年度から平成31年度分

選定結果通知用封筒一式

定型封筒（長形3号）に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手（242円）を貼付したもの

エ 受付期間

平成26年11月28日（金）～同年12月2日（火）の午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで（ただし日曜日、土曜日を除く。）

5 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること
- (2) 指定管理者指定申請を行おうとする法人等は、次の日時に開催する説明会に必ず参加すること

ア 日時 平成26年10月28日（火）

第1回目 午後4時30分から

第2回目 午後7時15分から

イ 場所 大阪市中央公会堂 地下1階 大会議室

ウ 住所 大阪市北区中之島1-1-27

エ 参加申込 所定の書式にて担当に申し込むこと

6 その他

- (1) 指定手続において使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による。

（経済戦略局文化部文化課）



大阪市告示第1327号

大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号。以下「体育館条例」という。）第11条及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号。以下「プール条例」という。）第10条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成26年10月3日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当課

〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1番86号
大阪市中央卸売市場本場業務管理棟9階
大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課
電話 06-6469-3870

2 業務の概要

- (1) 施設の名称及び所在地

ア 名 称 大阪市立生野スポーツセンター（以下「生野スポーツセンター」という。）

所在地 大阪市生野区巽西1丁目1番3号

イ 名 称 大阪市立生野屋内プール（以下「生野屋内プール」とい

う。)

所在地 大阪市生野区桃谷3丁目8番18号

ウ 名 称 大阪市立城東屋内プール（以下「城東屋内プール」という。）

所在地 大阪市城東区関目2丁目17番45号

(2) 業務の範囲

- ア 使用の許可に関すること
- イ スポーツセンターの管理運営に伴う業務
- ウ プールの管理運営に伴う業務
- エ トレーニング場の管理運営に伴う業務
- オ 建物及び附属設備の維持保全業務
- カ 施設を活用した事業の実施
- キ 事業報告書等の提出
- ク その他本施設の管理に関して、市長が必要と認める業務

(3) 管理の基準

ア 休館日

① 生野スポーツセンター、城東屋内プール

月曜日（その日が祝日に当るときは、その日後最初に到来する祝日以外の日）及び12月28日から翌年1月4日まで

② 生野屋内プール

火曜日（その日が祝日に当るときは、その日後最初に到来する祝日以外の日）及び12月28日から翌年1月4日まで

イ 開館時間

午前9時から午後9時まで

ウ 休館日及び開館時間の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、本市の指示により休館日若しくは開館時間を変更することがある。

また、市民サービス向上のための開館日の拡大や開館時間の延長、施設の有効活用を図るため休館日に指定管理者による自主事業を実施する場合など、あらかじめ市長の承認を得て、休館日若しくは開館時間を変更することができる。

エ 個人情報の保護

当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請資格等

申請できる者は、次に掲げる要件を満たした法人その他の団体（以下「法

人等」という。) 、若しくはその連合体とし、個人での申請はできない。

(1) 申請法人等の資格

ア スポーツ施設の運営(人材派遣のみは除く。)またはそれに類する業務について、3年以上の実績(受注を含む)を有していること

イ 直近3年間、法人税、消費税及び地方消費税、本店所在地の市町村民税(東京都の場合は都民税)を完納し、滞納がないこと

ウ 指定申請書提出時点で、次に掲げる事項全てに該当していること
体育館条例第13条及びプール条例第12条の規定に該当していないこと

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと

経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと(会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。)

(2) 連合体に関する条件

ア 連合体は2以上の法人等で任意団体を結成またはSPC(特定目的会社)などを設立すること

イ 構成員のいずれかが上記(1)アの条件を満たすこと

ウ 連合体を代表する法人等を定めること

エ 申請書類提出後、連合体の代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

オ すべての構成員が上記(1)イ及びウの条件を満たすこと

カ 単独で応募申請をした法人等は、連合体の構成員となることができない。

キ 各構成員は2以上の連合体の構成員となることができない。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、体育館条例第14条及びプール条例第13条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、市会の議決があったのち、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の交付方法

平成26年10月8日(水)から同年12月8日(月)までの間、経済戦略局

のホームページよりダウンロードすることができる。

(2) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を
持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 指定申請にかかる誓約書
- ③ 法人等の概要
- ④ 障がい者雇用状況報告書
- ⑤ 財産目録及び貸借対照表、損益計算書等財務諸表
- ⑥ 事業報告書
- ⑦ 法人等の事業計画書及び収支計画書
- ⑧ 役員の名簿及び履歴書
- ⑨ 定款、寄付行為又は規約及び登記事項証明書
- ⑩ 印鑑証明書
- ⑪ 納税証明書
- ⑫ 施設の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

エ 受付期間

平成26年12月4日（木）、同年12月5日（金）及び同年12月8日（月）
の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること
- (2) 指定管理者指定申請を行おうとする法人等は、次の日時に開催する説明会にできる限り参加すること

ア 日 時 平成26年11月7日（金）午前10時から

イ 場 所 大阪市生野区役所 6階 大会議室

ウ 所在地 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

エ 参加申込 説明会に参加を希望する法人等は、様式12にて法人等名称、参加者氏名（2名まで）、担当者連絡先を明記の上、
E-mailで平成26年10月31日（金）午後5時（厳守）までに
申込みすること

6 その他

- (1) 本件募集は、生野スポーツセンター、生野屋内プール及び城東屋内プールを一括した3施設で1の指定管理者を選定する募集とする。
- (2) 指定手続において使用する言語 日本語
- (3) 詳細は募集要項による。

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1328号

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号。以下「条例」という。）第17条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成26年10月3日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所本庁舎4階
大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
電話 06-6208-9156

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市立男女共同参画センター 中央館（クレオ大阪中央）
所在地 大阪市天王寺区上汐五丁目6番25号

(2) 業務の範囲

- ア 施設の管理・運営に関する業務
- イ 建物及び附属設備の維持保全業務
- ウ 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供
- エ 男女共同参画社会の形成に関する講演会、講習会、研修会等の開催
- オ 男女共同参画に係る問題に関する相談
- カ 男女共同参画社会の形成に関する啓発
- キ 男女共同参画社会の形成に関する調査及び研究
- ク その他市長が必要と認める業務

(3) 管理の基準

ア 休館日 5月3日から5月7日までの期間（以下「特定期間」という。）を除き、次のとおりとする。

- ・月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
- ・休日の翌日（その日が日曜日又は休日に当たる場合を除く。）
- ・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

また、特定期間における休館日は5月6日（その日が日曜日又は休日に当たる場合はその翌日。）とする。

イ 供用時間 午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 休館日・供用時間の変更 設備の補修、点検、または整備、天災その他やむを得ない事由があるとき、または本施設の効用を発揮するために

必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは臨時の休館日を定め、又は供用時間を変更することができる。

エ 個人情報の保護 当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより、適正に取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）、若しくはその連合体であること。個人での申請はできない。

- (1) 条例第19条の規定に該当していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第165条）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
- (6) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）
- (7) 直近3年間、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
- (8) 施設の管理運営に必要な資格等を有していること。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第20条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決があったのち、指定管理者として指定する。

- (1) 募集要項の交付場所 上記1に同じ。
- (2) 募集要項の交付方法 平成26年10月3日（金）から同年12月2日（火）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分まで、上記1において無償により交付する。また、大阪市のホームページよりダウンロードすることができる。
- (3) 指定管理者指定申請の提出方法と受付期間

ア 提出方法 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び必要書類を持参により提出すること。

イ 指定管理者指定申請書の提出場所 上記1に同じ。

ウ 必要書類

- ① 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類。（連合体で申請する場合に提出すること。但し、連合体の構成員、代表者、出資比率、組織運営に関する事項を記載したものであること。）
- ② 指定管理者指定申請に関する誓約書
- ③ 法人等の概要
- ④ 男女共同参画推進施設又はそれに類する施設等の運営実績及び、男女共同参画推進事業の実績
- ⑤ 財産目録及び貸借対照表（直近3事業年度の実績を提出すること。法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類を提出すること。財産目録がない場合は、その旨を記載した書類を提出すること。）
- ⑥ 事業報告書（直近3事業年度の実績を提出すること。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出すること。）
- ⑦ 損益計算書（直近3事業年度の実績を提出すること。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出すること。）
- ⑧ 法人等の事業計画書（申請日の属する年度のもの。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出すること。）
- ⑨ 法人等の収支計画書（申請日の属する年度のもの。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出すること。）
- ⑩ 定款又は寄附行為（直近のものとする。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類。）
- ⑪ 役員の名簿及び履歴書（役員の名簿で提出した名簿全員の履歴書とする。）
- ⑫ 印鑑証明書（申請者が登録している印鑑で、提出日において発行の日から3月以内のもの。）
- ⑬ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近3年度分について、税務証明書「その3」または「その3の3」で提出すること。なお、提出日において発行の日から3月以内のもの。）
- ⑭ 本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書（直近3年度分。法人格を有しない団体の場合は、団体代表者の個人住民税の納税証明書を提出すること。なお、提出日において発行の日から3月以内のもの。）
- ⑮ 法人の登記事項証明書（直近のものとする。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類。）
- ⑯ 男女共同参画センター中央館の管理運営に関する事業計画書
- ⑰ 男女共同参画センター中央館の管理運営に関する収支計画書
- ⑱ 応募団体の取組みについて

⑲ 障がい者雇用（障がい者の雇用状況報告書の写し〔※厚生労働大臣の定める様式〕。公共職業安定所への報告義務のない法人等にあつては、その旨を記載した書類〔※申請様式に添付〕及び障がい者法定雇用率未達成企業にあつては障がい者雇入れ計画書〔※申請様式に添付〕。）

⑳ 選定結果通知用封筒一式（角型2号封筒〔縦332mm×横240mm〕に選定結果通知書の送付先を明記し、特定記録郵便相当分の切手〔280円〕を貼付したものを1通。）

エ 受付期間

平成26年11月26日（水）から同年12月2日（火）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分まで

5 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること。
- (2) 指定管理予定者は仮協定の締結に応じること。

6 その他

- (1) 指定手続において使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による。

（市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課）

大阪市告示第1329号

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号。以下「条例」という。）第17条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成26年10月3日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所本庁舎4階
大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
電話 06-6208-9156

2 業務の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
名 称 大阪市立男女共同参画センター 子育て活動支援館
所在地 大阪市北区天神橋六丁目4番20号
- (2) 業務の範囲
ア 施設の管理・運営に関する業務
イ 建物及び附属設備の維持保全業務

- ウ 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供
- エ 男女共同参画社会の形成に関する講演会、講習会、研修会等の開催
- オ 男女共同参画に係る問題に関する相談
- カ 男女共同参画社会の形成に関する啓発
- キ 子育て支援に関する人材育成のための講習会、研修会等の開催
- ク 子育て支援に関する活動を行う者及び団体に対する助言等の支援
- ケ その他市長が必要と認める業務

(3) 管理の基準

ア 休館日 5月3日から5月7日までの期間（以下「特定期間」という。）を除き、次のとおりとする。

- ・火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
- ・休日の翌日（その日が日曜日又は休日に当たる場合を除く。）
- ・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

また、特定期間における休館日は5月6日（その日が日曜日又は休日に当たる場合はその翌日。）とする。

イ 供用時間 午前10時から午後9時まで（日曜日、土曜日及び休日は午前10時から午後5時まで）

ウ 休館日・供用時間の変更 設備の補修、点検、または整備、天災その他やむを得ない事由があるとき、または本施設の効用を発揮するために必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは臨時の休館日を定め、又は供用時間を変更することができる。

エ 個人情報の保護 当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより、適正に取り扱うこと。

(4) 指定を行おうとする期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）、若しくはその連合体であること。個人での申請はできない。

- (1) 条例第19条の規定に該当していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第165条）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。

- (6) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）
- (7) 直近3年間、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
- (8) 施設の管理運営に必要な資格等を有していること。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第20条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決があったのち、指定管理者として指定する。

- (1) 募集要項の交付場所 上記1に同じ。
- (2) 募集要項の交付方法 平成26年10月3日（金）から同年12月2日（火）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分まで、上記1において無償により交付する。また、大阪市のホームページよりダウンロードすることができる。
- (3) 指定管理者指定申請の提出方法と受付期間
 - ア 提出方法 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び必要書類を持参により提出すること。
 - イ 指定管理者指定申請書の提出場所 上記1に同じ。
 - ウ 必要書類

連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類。（連合体で申請する場合に提出すること。但し、連合体の構成員、代表者、出資比率、組織運営に関する事項を記載したものであること。）

指定管理者指定申請に関する誓約書

法人等の概要

男女共同参画推進施設又はそれに類する施設等の運営実績及び、男女共同参画推進事業及び子育て支援事業の実績

財産目録及び貸借対照表（直近3事業年度の実績を提出すること。法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類を提出すること。財産目録がない場合は、その旨を記載した書類を提出すること。）

事業報告書（直近3事業年度の実績を提出すること。法人以外の団体にあっては、これに相当する書類を提出すること。）

損益計算書（直近3事業年度の実績を提出すること。法人以外の団体にあっては、これに相当する書類を提出すること。）

法人等の事業計画書（申請日の属する年度のもの。法人以外の団体

にあつては、これに相当する書類を提出すること。)

- ⑨ 法人等の収支計画書（申請日の属する年度のもの。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出すること。)
- ⑩ 定款又は寄附行為（直近のものとする。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類。)
- ⑪ 役員の名簿及び履歴書（役員の名簿で提出した名簿全員の履歴書とする。)
- ⑫ 印鑑証明書（申請者が登録している印鑑で、提出日において発行の日から3月以内のもの。)
- ⑬ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近3年度分について、税務証明書「その3」または「その3の3」で提出すること。なお、提出日において発行の日から3月以内のもの。)
- ⑭ 本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書（直近3年度分。法人格を有しない団体の場合は、団体代表者の個人住民税の納税証明書を提出すること。なお、提出日において発行の日から3月以内のもの。)
- ⑮ 法人の登記事項証明書（直近のものとする。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類。)
- ⑯ 男女共同参画センター子育て活動支援館の管理運営に関する事業計画書
- ⑰ 男女共同参画センター子育て活動支援館の管理運営に関する収支計画書
- ⑱ 応募団体の取組みについて
- ⑲ 障がい者雇用（障がい者の雇用状況報告書の写し〔※厚生労働大臣の定める様式〕。公共職業安定所への報告義務のない法人等にあつては、その旨を記載した書類〔※申請様式に添付〕及び障がい者法定雇用率未達成企業にあつては障がい者雇入れ計画書〔※申請様式に添付〕。)
- ⑳ 選定結果通知用封筒一式（角型2号封筒〔縦332mm×横240mm〕に選定結果通知書の送付先を明記し、特定記録郵便相当分の切手〔280円〕を貼付したものを1通。)

エ 受付期間

平成26年11月26日（水）から同年12月2日（火）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分まで

5 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること。
- (2) 指定管理予定者は仮協定の締結に応じること。

6 その他

(1) 指定手続において使用する言語 日本語

(2) 詳細は募集要項による。

(市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課)

大阪市告示第1330号

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号。以下「条例」という。）第17条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成26年10月3日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所本庁舎4階
大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
電話 06-6208-9156

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市立男女共同参画センター 西部館（クレオ大阪西）

所在地 大阪市此花区西九条六丁目1番20号

(2) 業務の範囲

ア 施設の管理・運営に関する業務

イ 建物及び附属設備の維持保全業務

ウ 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供

エ 男女共同参画社会の形成に関する講演会、講習会、研修会等の開催

オ 男女共同参画に係る問題に関する相談

カ 男女共同参画社会の形成に関する啓発

キ その他市長が必要と認める業務

(3) 管理の基準

ア 休館日 5月3日から5月7日までの期間（以下「特定期間」という。）を除き、次のとおりとする。

・月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）

・休日の翌日（その日が日曜日又は休日に当たる場合を除く。）

・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

また、特定期間における休館日は5月6日（その日が日曜日又は休日に当たる場合はその翌日。）とする。

イ 供用時間 午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 休館日・供用時間の変更 設備の補修、点検、または整備、天災その

他やむを得ない事由があるとき、または本施設の効用を発揮するために必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは臨時の休館日を定め、又は供用時間を変更することができる。

エ 個人情報の保護 当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより、適正に取り扱うこと。

(4) 指定を行おうとする期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）、若しくはその連合体であること。個人での申請はできない。

- (1) 条例第19条の規定に該当していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第165条）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
- (6) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）
- (7) 直近3年間、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
- (8) 施設の管理運営に必要な資格等を有していること。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第20条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決があったのち、指定管理者として指定する。

- (1) 募集要項の交付場所 上記1に同じ。
- (2) 募集要項の交付方法 平成26年10月3日（金）から同年12月2日（火）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分まで、上記1において無償により交付する。また、大阪市のホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請の提出方法と受付期間

ア 提出方法 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び必要書類を持参により提出すること。

イ 指定管理者指定申請書の提出場所 上記1に同じ。

ウ 必要書類

- ① 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類。（連合体で申請する場合に提出すること。但し、連合体の構成員、代表者、出資比率、組織運営に関する事項を記載したものであること。）
- ② 指定管理者指定申請に関する誓約書
- ③ 法人等の概要
- ④ 男女共同参画推進施設又はそれに類する施設等の運営実績及び、男女共同参画推進事業の実績
- ⑤ 財産目録及び貸借対照表（直近3事業年度の実績を提出すること。法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類を提出すること。財産目録がない場合は、その旨を記載した書類を提出すること。）
- ⑥ 事業報告書（直近3事業年度の実績を提出すること。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出すること。）
- ⑦ 損益計算書（直近3事業年度の実績を提出すること。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出すること。）
- ⑧ 法人等の事業計画書（申請日の属する年度のもの。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出すること。）
- ⑨ 法人等の収支計画書（申請日の属する年度のもの。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出すること。）
- ⑩ 定款又は寄附行為（直近のものとする。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類。）
- ⑪ 役員の名簿及び履歴書（役員の名簿で提出した名簿全員の履歴書とする。）
- ⑫ 印鑑証明書（申請者が登録している印鑑で、提出日において発行の日から3月以内のもの。）
- ⑬ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近3年度分について、税務証明書「その3」または「その3の3」で提出すること。なお、提出日において発行の日から3月以内のもの。）
- ⑭ 本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書（直近3年度分。法人格を有しない団体の場合は、団体代表者の個人住民税の納税証明書を提出すること。なお、提出日において発行の日から3月以内のもの。）
- ⑮ 法人の登記事項証明書（直近のものとする。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類。）
- ⑯ 男女共同参画センター西部館の管理運営に関する事業計画書
- ⑰ 男女共同参画センター西部館の管理運営に関する収支計画書

⑱ 応募団体の取組みについて

⑲ 障がい者雇用（障がい者の雇用状況報告書の写し〔※厚生労働大臣の定める様式〕。公共職業安定所への報告義務のない法人等にあつては、その旨を記載した書類〔※申請様式に添付〕及び障がい者法定雇用率未達成企業にあつては障がい者雇入れ計画書〔※申請様式に添付〕。）

⑳ 選定結果通知用封筒一式（角型2号封筒〔縦332mm×横240mm〕に選定結果通知書の送付先を明記し、特定記録郵便相当分の切手〔280円〕を貼付したものを1通。）

エ 受付期間

平成26年11月26日（水）から同年12月2日（火）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分まで

5 申請するものに要求される事項

(1) 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること。

(2) 指定管理予定者は仮協定の締結に応じること。

6 その他

(1) 指定手続において使用する言語 日本語

(2) 詳細は募集要項による。

（市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課）



大阪市告示第1331号

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号。以下「条例」という。）第17条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成26年10月3日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所本庁舎4階
大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
電話 06-6208-9156

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市立男女共同参画センター 南部館（クレオ大阪南）

所在地 大阪市平野区喜連西六丁目2番33号

(2) 業務の範囲

ア 施設の管理・運営に関する業務

- イ 建物及び附属設備の維持保全業務
- ウ 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供
- エ 男女共同参画社会の形成に関する講演会、講習会、研修会等の開催
- オ 男女共同参画に係る問題に関する相談
- カ 男女共同参画社会の形成に関する啓発
- キ その他市長が必要と認める業務

(3) 管理の基準

ア 休館日 5月3日から5月7日までの期間（以下「特定期間」という。）を除き、次のとおりとする。

- ・月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
- ・休日の翌日（その日が日曜日又は休日に当たる場合を除く。）
- ・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

また、特定期間における休館日は5月6日（その日が日曜日又は休日に当たる場合はその翌日。）とする。

イ 供用時間 午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 休館日・供用時間の変更 設備の補修、点検、または整備、天災その他やむを得ない事由があるとき、または本施設の効用を発揮するために必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは臨時の休館日を定め、又は供用時間を変更することができる。

エ 個人情報の保護 当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより、適正に取り扱うこと。

(4) 指定を行おうとする期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）、若しくはその連合体であること。個人での申請はできない。

- (1) 条例第19条の規定に該当していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第165条）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力

団密接関係者に該当していないこと。

- (6) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）
- (7) 直近3年間、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
- (8) 施設の管理運営に必要な資格等を有していること。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第20条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決があったのち、指定管理者として指定する。

- (1) 募集要項の交付場所 上記1に同じ。
- (2) 募集要項の交付方法 平成26年10月3日（金）から同年12月2日（火）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分まで、上記1において無償により交付する。また、大阪市のホームページよりダウンロードすることができる。
- (3) 指定管理者指定申請の提出方法と受付期間

ア 提出方法 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び必要書類を持参により提出すること。

イ 指定管理者指定申請書の提出場所 上記1に同じ。

ウ 必要書類

連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類（連合体で申請する場合に提出すること。但し、連合体の構成員、代表者、出資比率、組織運営に関する事項を記載したものであること。）

指定管理者指定申請に関する誓約書

法人等の概要

男女共同参画推進施設又はこれに類する施設等の運営実績及び、男女共同参画推進事業の実績

財産目録及び貸借対照表（直近3事業年度の実績を提出すること。法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類を提出すること。財産目録がない場合は、その旨を記載した書類を提出すること。）

事業報告書（直近3事業年度の実績を提出すること。法人以外の団体にあっては、これに相当する書類を提出すること。）

損益計算書（直近3事業年度の実績を提出すること。法人以外の団体にあっては、これに相当する書類を提出すること。）

法人等の事業計画書（申請日の属する年度のもの。法人以外の団体にあっては、これに相当する書類を提出すること。）

法人等の収支計画書（申請日の属する年度のもの。法人以外の団体